

20川監公第13号

平成20年12月10日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	鹿川隆
同	奥宮京子
同	岩崎善幸
同	宮原春夫

監査の種別 定期監査（工事監査）

監査の対象 建設局

監査の範囲 平成20年度に契約した工事、平成19年度からの繰越工事及び債務負担行為の工事で平成21年3月31日までに完了するもの（工事関連の業務委託を含む。）

監査の期間 平成20年 8月18日から

平成20年11月17日まで

監査の結果

今回の監査は、建設局が契約した工事及び工事関連の業務委託のうちから、工事25件、業務委託5件合わせて30件（別表）を抽出し、工事及び業務委託が適正に、かつ、経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかについて書類審査及び現場調査を行った。

重点項目として設計変更が適切に実施されているかを主眼に実施した。

その結果、次のとおり積算に関して改善措置を要する事項が見受けられた。

コンクリート打設の単価設定を適正に行うべきもの

入江崎水処理センター改築建築その1工事は、同センター西系再構築施設（鉄筋コンクリート造、地下1階地上4階建、延べ床面積15,430.17㎡）を建築するものである。

そのうち、コンクリートポンプ車を用いてコンクリート打設を行う単価についてみたところ、北側スロープの基礎部分は設定すべき単価の9.5倍で積算していた。

そのため、積算額約592万円が過大なものとなっていた。

コンクリート打設の単価設定を適正に行われたい。

(別表 監査番号 5) (建設局下水道部)